

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年5月27日

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場調理業務等委託

(2) 業務内容

世田谷区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場において、安全でおいしい給食調理を実施し、児童・生徒に提供する。

業務内容等は以下のとおり。

また、詳細については説明書による。説明書の確認方法は6(2)のとおり。

- ① 検収補助
- ② 給食の調理（作業工程表の作成）
- ③ 盛付け及び配膳（配食）
- ④ 食器具等の洗浄・消毒・保管
- ⑤ 給食調理業務関連施設設備の清掃及び日常点検
- ⑥ 残菜及び厨芥の処理
- ⑦ 給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

2 選定の概要等

(1) 選定の目的

学校給食の実施に当たり、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するため、優れた調理技術と給食調理における安全・衛生に関する知識を有し、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、給食の質を維持・向上させ、児童・生徒との交流及び食育の推進等に積極的に参加できる受託事業者の候補者の選定を目的とする。

(2) 選定の概要

- ① 令和3年度から令和4年度の2年間に区内小・中学校及び学校給食太子堂調理場で新規委託が生じた場合、又は委託事業者を見直す必要性が生じた場合にその受託資格を有する「受託資格認定業者」を選定する。
- ② 今回選定した受託資格認定業者から、令和3年度新規委託予定校及び受託事業者を見直す学校を受託するための「提案書」及び「見積提案書」の提出を受け、第2回目以降の業者選定委員会を開催し、受託事業者の候補者を決定する。（令和4年度委託に関しては、令和3年度に「提案書」等の提出を依頼する。）その際に、通常1年間（年度）の委託事業者を決

定するが、場合によっては年度途中からの受託事業者を決定する場合もある。

- ③ 受託事業者の候補者と業務委託契約を締結する。契約は単年度とし、受託校より毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行う。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行う。

なお、見直しを行った場合においても、業者選定委員会の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合もある。

(3) 「受託資格認定業者」選定者

小・中学校校長代表・副校長代表、小・中学校PTA代表及び教育委員会管理職等から構成される「業者選定委員会」で「提案書」等の審議を行い決定する。

(4) 「受託資格認定業者」認定期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間

3 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録されていること。

- (2) 東京都内又は神奈川県に本社又は支店等があり、緊急時に対応の迅速に取れる体制を整えていること。

- (3) 100名以上の従事者（パート社員を含めても可）を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。

- (4) 平成30年度以降、150名以上を対象とする学校給食の集団給食業務を5件以上受託した実績があること。

- (5) 平成30年度以降、学校給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

※ただし、調理業務委託業者に落ち度がない場合はこの限りでない。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (7) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

4 提案書の提出者を選定するための基準

プロポーザルへの参加表明のあった事業者のうち、提出された書類等により、次の基準に基づき審査及び評価を行い、提案書の提出者を選定する。この場合は、選定次第速やかに参加表明のあった事業者に通知する。

- (1) 前記に定める参加資格のすべてを満たしていること。

- (2) 学校給食の意義や特色を十分理解し、積極的に協力することができる事業者であること。

- (3) 衛生管理、安全管理、学校給食の意義等について、パート社員を含め十分な従事者教育及び

研修体制が確立されていること。また、十分な教育及び研修が行われた従事者の配置が可能であること。

(4) 従事者の健康管理が十分に行われていること。

5 事業者を特定するための評価基準

(1) 学校給食に対する会社としての取り組み姿勢

(2) 衛生管理・安全管理

(3) 特定テーマに対する取り組み姿勢

(4) 問題発生・緊急時対応

(5) アレルギー対応

(6) 研修・教育体制

6 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係

(世田谷区役所第2庁舎3階31番窓口)

電話：03-5432-2696 FAX：03-5432-3029

E-mail：SEA02056@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年5月27日（水）～6月10日（水）午後5時

場所：世田谷区ホームページでの閲覧。

方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる。

目次から探す>「子ども・教育・若者支援」>「小・中学校」>「学校教育の充実」

>「世田谷区立小・中学校調理業務等事業者を募集します」

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年6月10日（水） 午後5時まで（必着）

場所：上記（1）の担当部課に同じ。

方法：持参、書留又は配達記録郵便により郵送すると共に電子データ（会社概要等除く。）

を上記（1）のメールアドレスに併せて送信すること。

※その後、全事業者に対し6月17日（水）までに、招請通知又は非招請通知を発送します。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年7月15日（水） 午後5時まで（必着）

場所：上記（1）の担当部課に同じ。

方法：持参、書留又は配達記録郵便により郵送すると共に電子データを上記（1）のメール

アドレスに併せて送信すること。

※提案書に関する質疑がある場合は、令和2年6月17日（水）～6月29日（月）午後5時までの間に電子メール若しくはファクシミリにより上記（1）の担当部課へ質問票を送信する。質疑に対する回答は令和2年7月1日（月）までに全事業者に対して、電子メール又はファクシミリにより回答（周知）する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約の締結 第2回目以降の業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算の配当を条件として契約する。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (6) 参加申込書及び企画提案の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しない。
- (7) 区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (10) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 本件の審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知する。
- (15) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和元年12月18日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円